

## 改正技能実習生:技能実習生の入国・在留管理に関する指針 P. 7~P. 8

### (2) 監理団体の役割

団体監理型の受入れにおいては、技能実習は「監理団体」の「責任及び監理」の下に行われます。監理団体とは、技能実習生の技能等を修得する活動の監理を行う営利を目的としない団体をいい、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令(以下「団体要件省令」という。)の要件を満たしたものが該当します。

入管法上、監理団体には、技能実習生を受け入れて知識を修得させるとともに、技能実習を監理(「技能実習1号口」については監理団体自ら策定した技能実習計画に基づいて技能実習を監理)することが求められています。

#### ① 「監理」の在り方

技能実習制度における「監理」とは、技能実習生を受け入れる団体が、技能実習を実施する各企業等において、技能実習計画に基づいて適正に技能実習が実施されているか否かについて、その実施状況を確認し、適正な実施について企業等を指導することを言います。

そして、団体監理型の技能実習は、商工会、中小企業団体等の「責任及び監理」の下で技能実習を実施することにより、中小の企業等の実習実施能力を補完して、適正な技能実習を実施するものです。

したがって、これらの団体が名目のみ監理団体となり、実際の「監理」は他の機関が行うような場合は、当該技能実習は監理団体の「責任及び監理」の下に行われているとは認められず、不適正な受入れとなります。

なお、従来の研修・技能実習制度では、受入れ団体による受入れ企業等に対する「監理」は在留資格「研修」の期間だけが対象となっていました。新たな技能実習制度では、従来の「研修」に相当する在留資格「技能実習1号口」の期間中だけでなく、従来の技能実習に相当する在留資格「技能実習2号口」の期間も監理団体による「監理」の対象となります。

#### ② 技能実習制度の趣旨の理解と周知

監理団体は、技能実習制度の趣旨が、「人づくり」という国際協力、国際貢献にあることを理解し、実習実施機関や技能実習生の送出し機関に周知して、技能実習生を安価な労働力と考えている実習実施機関や送出し機関が技能実習制度に参入することを防がなければなりません。そのような実習実施機関や送出し機関がこの制度に参入すると、結果として、真摯に技能実習を受けようとして入国した技能実習生が、低賃金労働に従事させられるような事態を引き起こすこととなります。

また、監理団体が、技能実習生の受入れは労働力不足の解消につながるなどと広告して、実習実施機関を「募集」することは、本制度の趣旨を理解しないものであり不適正といえます。

#### ③ 講習の実施

監理団体は、技能実習生が実習実施機関において技能等の修得活動を実施する前に、一定時

間以上の講習を実施することを上陸基準省令「技能実習1号口」第7号で義務付けられています。この理由は、技能実習生が効果的に、また安全に技能実習を受けるため、さらにはそれを支える日常生活を円滑に送ることができるようにするためです。講習の実施に当たっては、技能実習生の語学能力も考慮し、技能実習生がその内容をよく理解できるように配慮しなければなりません。なお、監理団体による講習の期間中、実習実施機関と技能実習生との間に雇用関係は生じておらず、実習実施機関が技能実習生に対して指揮・命令を行うことは認められません。したがって、監理団体による講習が行われている期間中は夜間や休日であっても実習実施機関において技能等修得活動を行ってはなりません。

#### a 講習の時間数

監理団体が行う講習の時間数は、上陸基準省令で「技能実習1号口」の活動に従事する予定の時間全体の6分の1(ただし、入国前6月以内に外国の公的機関又は教育機関において160時間以上の事前講習を受けている場合は12分の1)以上と定められています。

なお、講習を技能実習計画どおりに実施しなかった場合、例えば、監理団体が2か月間の講習を実施するとしながら、それを短縮して必要時間数を満たさなかったような場合は、後で述べる技能実習計画との齟齬に係る「不正行為」認定、「不正行為に準ずる行為」認定(以下「不正行為認定等」という。)の対象となります。

#### b 講習の内容

監理団体が行う講習の内容については、上陸基準省令で「日本語」、「本邦での生活一般に関する知識」、「技能実習生の法的保護に必要な情報」及び「本邦での円滑な技能等の修得に資する知識」と定められています。

このうち「技能実習生の法的保護に必要な情報」には、入管法や労働関係法令に関する事項、外国人の技能実習に係る不正行為を知ったときの対応方法に関する講義が含まれていなければなりません。また、専門的な知識を有する外部講師が講義を行うものでなければ上陸基準省令に定める講習の時間数としては認められません。専門的な知識を有する外部講師としては、経歴、取得している資格等を踏まえ、当該科目について十分な知識を有すると認められる者で、例えば、国や地方公共団体の職員、弁護士、社会保険労務士、行政書士などが該当します。

#### c 日本語教育の重要性

技能実習活動の主な目的は、実習実施機関が有する技能等を技能実習生が修得することであり、技能実習が行われる現場においては、日本語による指導やコミュニケーションが行われるのが通常ですから、実習実施機関において技能実習を効果的かつ安全に行うためには日本語教育を充実させる必要があります。

また、技能実習生は我が国で生活するわけですから、技能実習の基盤となる日常生活を円滑に送るためにも日本語教育は必要です。入国当初の時点で講習を行い、技能実習生が技能実習の

遂行や日常生活に不自由しないレベルに達することが望まれます。監理団体は、そのための十分な体制と講習計画を整えなければなりません。

#### d 講習の実施場所

講習の方法は座学(見学を含む。)によるものとされています。このため、監理団体は、同時期に入国した技能実習生を、机と椅子が備えられている学習に適した研修施設に集めて、講習を実施しなければなりません。これらの施設の外で講習を実施しても差し支えありませんが、実習実施機関の工場の生産ライン等商品を生産するための施設(以下「商品生産施設」という。)においては見学以外の活動は認められません。商品生産施設での機械操作教育や安全衛生教育は、監理団体による講習の期間が終了した後に実習実施機関において、技能等の修得のための活動として実施しなければなりません。

商品生産施設において雇用契約に基づかないで技能等の修得活動が行われていた場合、後述の雇用契約に基づかない講習の期間中の業務への従事に係る不正行為認定等の対象になります。

#### e 日誌の作成等

監理団体は講習の実施状況(実施時間、内容、講師名等)を講習日誌に記録し、その主たる事業所に備え付け、当該講習を含む技能実習の終了の日(「技能実習2号口」に移行する場合はその活動の終了の日)から少なくとも1年間は保存しなければなりません(上陸基準省令「技能実習1号口」第13号)。

#### f 事前講習の実施

技能実習生の入国前に、本国で事前講習を行うことは、我が国における技能実習を円滑に行うために効果があると考えます。我が国における実習実施機関の負担を軽減するためにも、本国における事前講習を奨励し、あるいは監理団体が自ら行うことが望ましいものです。事前講習を行う場合は、日本語教育、生活指導、技能実習に関するガイダンス等を主な内容とし、期間は技能実習計画等によっても異なりますが、1か月以上行うのが効果的であると考えます。

#### ④ 相談体制の構築

団体要件省令第1条第4号により、監理団体は、技能実習生からの相談に対応する措置を講じていなければなりません。技能実習生からの相談は実習時間外になされるケースが大半と考えられるので、休日や夜間の相談にも対応できるようにすることが望まれます。監理団体において相談員を設置することが困難な場合には、その上部団体の相談体制を活用しても差し支えありません。

また、当然のことながら、監理団体は、いつ誰に連絡したら相談を受けられるのかという点及び連絡方法を入国後の講習の際、技能実習生に確実に伝えなければなりません。

技能実習生から相談を受けた相談員は、その内容に応じて公的機関や実習実施機関の生活指導員等と連携して適切に対応する必要があります。

## ⑤ 生活指導員の育成

技能実習生の生活指導を直接行うのは実習実施機関の生活指導員ですが、監理団体は、生活指導員が適切な指導を行うことができるよう、生活指導上の留意点等のノウハウを蓄積し、それを生活指導員に周知させることが必要です。具体的には監理団体において、生活指導員育成のための説明会等を開催したり、ガイドブックの作成・配布を行うなどの実効性のある取組が望まれます。

また、生活指導員の育成を実効性のあるものにするためにも、実習実施機関における技能実習生の生活の実態がどのようなものか、実習実施機関はどのように生活指導を行っているかについて、随時訪問等により把握することが必要です。

この指導と実態の把握の双方を行うことによって技能実習生の生活が円満なものとなると考えられますので、監理団体ではそのための体制を整える必要があります。

## ⑥ 技能実習指導員の育成

直接に技能実習生に対する技能等の指導、安全衛生管理を行うのは実習実施機関の技能実習指導員ですが、生活指導員の場合と同様、監理団体は技能実習指導員が適切な指導を行うことができるよう、安全衛生管理上の留意点等のノウハウを蓄積し、それを技能実習指導員に周知させることが必要です。生活指導員の場合と同様に、技能実習指導員育成のための説明会等を開催し、ガイドブックの作成・配布を行うなど、実効性のある取組が望まれます。また、安全衛生管理が適正に行われることを確実にするためにも、実習実施機関に対して、随時訪問による指導を行ったり、実習実施機関や技能実習生に対して調査などを行うことによりその実態を把握することが必要です。

この指導と実態の把握の双方を行うことによって技能実習生の技能実習中における事故の発生を防止することができます。万一事故が起こった際に的確に対応するためにも、監理団体では技能実習指導員を育成するための体制を整える必要があります。